

※ 登録番号	第 1 3 9 9 号 （令和 8 年 8 月 2 5 日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
（ふりがな） 3.商号又は名称	まちだふどうさんとうしこもん 町田不動産投資顧問	
（ふりがな） 4.氏名 （法人である場合は代表者氏名）	まちだ としたか 町田 俊孝	
5.資本金額		
6.役員		
（ふりがな） 氏名	役職名	常勤・非常勤の別

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

（ふりがな） 氏名 （使用人の種類）	職名	統括する業務の別
町田 俊孝 助言業務を行う者 投資判断を行う者	代表者	助言並びに投資判断業務全般
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
町田不動産投資顧問	令和8年 6月23日	〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-10 TEL 03-6264-7973 FAX 03-6264-7983 携帯 070-3311-3956
計 1 店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務の対象となる不動産の種類

- ① 種類：主に住宅及び業務用マンション・ビル
- ② 規模：主に延床面積100㎡以上
- ③ 地域：主に東京都中央区・千代田区・江東区及びその周辺

2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等

3. 報酬体系は、

不動産投資総額	10,000万円以下	→	3%
	50,000万円以下	→	4%
	10,000万円超	→	5%

但し、見積提出後、個別協議で決定する。

4. 報酬受領時期は、契約時半額、業務完了時半額

5. 継続的な資産運用に係る月会費等、月額30,000円税別

10.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
①. 金融商品取引法第29条の登録		
②. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (1)110112号	令和8年6月9日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 建築工事の請負施行 2. 土木工事の請負施行 3. 設備工事の請負施行 4. 前各号に付帯する一切の業務
--

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
		割 合	

13.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類